

大正八年六月廿五日

起案

捺印

蓋印

六月廿五日

發付

捺印

蓋印

發付後起
案者捺印

軍務局長

第一課長

副官

局員

大正



參事官



軍令	水路	臨建	教育	造兵	技本	法務	經理	醫務	機關	儲政	人事	軍務	官房	局部
												曹房	六月廿五日	受月日發月日

電報

次官

吳鎮長官

官房第一九〇番電報

(暗號)

六月廿五日發電濟

第五師團、步兵二個聯隊、騎兵一個中隊、工兵一個中隊

號番

0055

ハ西比利亞方面へ派遣セルノ事トシテ七月一日ヨリ七日ニ亘リ

宇呂去カ六百ヨリ上リ了ル浦塩着ク豫定ナリ

右依命内報ス

明治印刷

0056

秘

軍務局

編第十八號

步兵第九旅團、同旅團步兵聯隊留守隊、騎兵第五聯隊第二中隊、工兵第五大隊第一中隊、編成ヲ令セラレ編成第一日ハ六月二十五日ナリ

大正八年六月二十四日午後三時

陸軍大臣 田中義一

海軍大臣 加藤友三郎 殿

海軍大臣 加藤友三郎 殿

陸軍大臣 田中義一

陸軍

0057

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

大正八年六月廿六日起案
起案者
除印
六月廿七日發付
發付者
除印
發付後起
案者除印

軍務局長

第一課長

副官

局員

參事官

局員

局員

軍令部

各班長

大臣

大正八年六月二十七日

各鎮、第二艦隊長官

各要、溫南防、遣支練習艦隊司令官各通

第一、第二特務艦隊司令官

西北利亞方面派遣帝國陸軍閱兵件

官房機密第九二七號

軍令	水路	臨建	教育	造兵	技本	法務	經理	醫務	機關	艦政	人事	軍務官房受取	官房六月廿六日	局部受月日發月日
六廿六														

0059

今般第五師團ノ歩兵第九旅團、騎兵第五聯隊ノ中隊、兵
第五大隊ノ中隊ヲ浦塩ニ派遣シ、一時浦塩派遣軍司令官
ノ指揮下ニ入ラシメ、互ニ相成候條、此旨心得ヘシ

右訓令ス

0060

大正八年八月五日 起案 起案者 八月六日 發付 發付掛 發付後起 案者捺印

軍務局長

第一課長

第二課長

局員

同田

大 次官

參事官

下 場

軍令部

次長

第一班

大臣

大正八年八月六日

各鎮第一第二艦隊司令長官

各要、臨南防、遣支練習艦隊司令官

第一持務艦隊司令官

西比利亞方面派遣帝國陸軍三關之件

官房機密第一〇七三號

軍令部	水路	陸建	教育	造兵	技本	法務	經理	醫務	機關	艦政	人事	軍務	官房	局部
八月六日												八月五日		八月五日

0061

今般第五師團、露領ニ派遣シ第三師團ト交代セシメラル
コトト相成候條比旨心得ヘシ

右訓令ス

追テ第五師團七月上旬露領ニ先遣セシタル部隊ヲ除ク
ハ本月中旬其衛戍地ヲ發シ第三師團ハ第五師團露
領到着後内地ニ般還ノ豫定ナリ

0062

編第十九號

第五師團(步兵第九旅團步兵第七十一聯隊騎兵第五
聯隊第二中隊工兵第五大隊第一中隊步兵第十一第二
十二第七十一聯隊留守隊ヲ除ク)第十四師團輜重監視
隊ノ編成ヲ令セラル編成第一日八月四日ナリ

大正八年八月二日午前十一時

軍務局

陸軍大臣 田中義一

海軍大臣 加藤友三郎

軍令

官房機密第 〇七三號

陸軍

0063

供覽

軍務局
第一課長
第二課長
局員
八月十日
外
交
部
人
會
決
定
す

大正八年八月十五日 陸軍省

8.8.18
官反受領



對露政策ニ就テ

出兵方針

現在ノ狀況ニ於テモ從來ノ對露政策ヲ變

供覽本部

更スルノ必要ヲ認メス今後「オムスク」政府我

各班長

守備區域ニ撤退シ來ル場合發生スルモ要

スレハ之ヲ收容シテ後貝加爾以東ノ地方

0064

ヲ保持シテ治安ノ維持ニ任ス
將來狀況ノ變化ニ處スル手段ハ其ノ都
度之ヲ區處ス

167

0000

0065



陸軍省軍務局

大浦騎兵中佐

海軍省
大浦騎兵中佐

軍務局

第一課

供覽



古賀海軍中佐

吉澤展

軍令部
各班长



0066

極秘

将校手直し

堀内

海軍

軍務司

第一課

第二課

極秘

西伯利去征陸軍編制ニ関スル件

○蒲軍軍課々員該要領

八九八 古賀司令員

一、先般西伯利去征軍ハ追テ(平和條約批准ノ頃)平時ノ

任務ニ復シ陸東守備軍ト同形式トナルトシテ(私考)

スル旨請旨致セシ処(七月二十日該參照)

二、其各方面ノ情勢ハ却テ悪化シテ(ワ)アリ日々戦鬪ヲナシ

アル状況ナルヲ以テ當分現制ノ修(作戦ニ関シテ)參謀總長ノ

區処ヲ取クトスニテトナシ

三、尚今般軍司令官交代ニ付新ニ陸軍大臣、參謀總長ヨリ下

訓令及先般制定ノ軍司令部條例ハ公文ニテ存留スル

送付(海軍有先)ノ事ト致シマス

(明正印刷)

供覽

カ

鐵監

各課長

第一課

第二課

第三課

第四課

0067

供覽

次官



軍務局



第一課



局員

海



軍

極秘

西伯利出征陸軍編制変更ノ件

蒲軍事課員該要領

八七五 右賀局員

一從來西伯利出征軍ノ軍令行政兩事項共全部

參謀總長ノ指示ヲ受ケテ、アソビニ於最近行政ヲ

項ノ陸軍大臣ノ指揮ヲ承クルニト、變更サセタリ

ニ追テ右出征軍ノ平時任務ニ復シ關東州守

備軍ト同形式トナルニト私奉ノス

右變更ノ時棧ノ平和條約ヲ批准ノ時頃ナリ

右付本件ノ海軍トシテモ相考考慮ヲ要スルニ付右採

内儀始メ相考時日余裕ヲ打テ通知ヲ煩シテ右為

各中入シ置テ

各班長



(明正印刷)

特存文庫

0068

時事新報

補充も亦不可

國の内情混濁として殆ど歸趨する所を知ると能はざるに就ては之に對する根本的政策は列國の協定を経ざる可らず我輩亦自ら意見なきに非ざれども當り我國當面の問題即ち西伯利出兵の始末に關しては我國の立場よりして自ら決せざる可らず若し一部の主張する如く此の際増兵を行はんとせば固より列國の意圖を測るの必要あり現にチエツク軍救援の際にも我出兵は米國の意圖を見たる程の次第にして増兵は他國の疑懼を招く結果ある可きも日本が西伯利の状態に鑑みて其兵數を減ずるに就ては列國の協定を得ると能はざるの理由ある可からず對露根本政策の協定は別として我輩は此際我國が政兵を行ふの得策たるを認むるも

のなり彼の増兵もしくは補充の必要を唱ふるの論は現在の兵力を以てして西伯利に於る我守備區域内の秩序を維持するを得ず過激派の奇襲に對しては我兵を損するのみなるが故に兵數を充實して之に備ふるの要ありと云ふに在るが如し抑も其守備區域とは列國の協定に依り鐵道保

護の爲めに設けたるものなれども我軍の受持は斷きに西ぐるを以て其區域内に過激派及び草賊黨が出没して我をして奔命に疲れしむるのみならず毎度少からざる損害を興へらるゝ大策にして其秩序を維持するに容易ならず抑してオムスク政府取遣の結果、所在の過激派が勢力を得て其影響を擴ぐるに至るときは事態ますます困難ならざるを得ず論者に於ては即ち増兵の必要ある所以なりと云ふべし然りと雖も實際完全其區域内の秩序を維持し彼をして一指をも加ふる能はざらしむるまでに守備を嚴つたすには容易ならざる兵數と費用とを要するに無難にして到底我力の及ぶ所に非ず守備區域は列國の協定に成りたるものなりとは云へ斯る大責任は他の誰か能はざる所にし我に於ても之を引受く可きものなり非ず露國の形勢甚だ不安定にして列國の對露も未だ確定せざる此時期に際し秩序の維持が如何に必要なりとは云へ我國獨り大兵を西伯利に出し其勢力を失墜しつゝある地方に政府に直接の援助を與へ過激派を正面の敵として之と戦はんとするが如き大局の利害を思はざるものにして我輩は我國の爲に謀りて決して其得策ならざるを確言するものなり

左れば此際増兵の必要は列國との協定に對露の關係より見るも屬して行ふ可きものに非ずと雖も更に細み深く考へざる可からざるは國民の志に對する感情の如何なり當初我國の出兵は米國の勸誘に係るチエツク軍救援の爲めにしたるものにて其目的を達したるに拘はらず尙ほ駐兵しつゝあるに就て我當局の説明は西伯利の秩序を維持するの必要あるが爲めなりと云ふに止まり一般國民は充分に其理由を瞭解する能はざる其一方に當局者の報告を見れば露國過激派の誘伐と云ひ露軍の來兵と云ひ其處々に我兵に死傷を出すこと頗る多く加ふるに戦死者の數も亦少からずと云ふ凡そ兵役に當るものが有事の場合に一死は固より覺悟の前にして現に我將卒が勇戦奮闘在々優勢なる敵兵に遭遇し紫霧敵せざる場合にも全波を喰して能く帝國軍人の任務を遂行する其忠勇壯烈な行爲は眞實激賞に堪へたるものありれども顧みて斯る勇士を出せる家族の心情を考ふれば如何なる可きや一死は固より軍人の分なりと雖も戦陣の目的明白ならず其子孫が何の爲に分斷せしめて自ら兵役に對する熱

務の信念に惑を生ずるものなきを保す可からずとせば他年一日いよく大事の場合に大に思ふ可きの影響を見るもなきや否や我輩の總に憂慮に堪へざる所なり或は増兵論者の如きは彼の過激思想の宣傳を以て大に備る可しと爲し之を國境外に防止するを以て増兵の理由と爲すものありれども兵力を以て思想の侵入を防ぐの無稽なる其笑ふに堪へたるは言を俟たず思想に國境なし若し國民をして心に惑ひ内に儲る隙あらしめんには或は之が爲めに却て國內に二種の危險思想を發せしむるの成行なきを期す可からず増兵斷して非なり然らば現在の兵を補充するときには至く其損害を免るゝの保證を得べきやと云ふに西伯利の近情に徴すれば實際に之を保證するを得ざる可し故に我輩は増兵補充共に之を得策なりとし現在の守備區域を縮小して最小限度の兵を以て之を嚴守し我邊境の自衛防衛を專一とするに止むるを以て差當り至當の對策なりと認め更に之を切言するものなり

廿七日
時事新報

對露根本策未定

増兵問題は根本策決定後 外調亦容易に決し難からん

▲對露策未定 對露策の如き問題に於て強硬に陸軍案の利益に關する閣議の經過並に形勢の推移に於ては夕刊所報の如くなるが更に政府内に於て聞く所によれば對露策の決定は尙も重大なる問題にして閣内に其態度を決す可からざるは言ふ迄もなく露國の國際的地位に對し亦露國の國策上より見て對露策に付き如何なる政策を執るを以て最も重要に對するものと爲すかは尙も未だ決定する所なくして根本策の決定を要する所なりしに對し露國の地位に對しは(一)此場合積極的に西伯利亞を援助するか(二)或は西伯利亞の援助を打ち切り撤兵を爲すか二者其一の外なく此の根本問題にして解決せば増兵問題の如き自ら解決を告ぐべきを以て根本策の決定を先決問題と爲しつゝあるものなりと

▲外調亦未定

二十七日の外務調査會に於て政府の對西伯利亞策に付き如何に議論の一致を見るべきか尙も推測する能はざる所なれども外調と雖も速急に對露根本策を樹立し能はざるべきは推測するに難からざる次第にして又山中陸相

●對露策と政友

根本策の樹立
最高幹部苦心

帝國の對露政策は最近オムスク政府の取退、西伯利亞の膠着一體に伴ひ其根本方針を確立するの必要に迫れること既報の如し而して政友會

▲善隣の好誼の對露政策に對する黨議は已に第四十一議會報告書に於て宣明したる處の如く帝國の西伯利亞出兵はチエツク軍救授の目的に出で其目的は遠慮せられたるも地方秩序維持の爲に尙も分引續き必要兵員の駐屯を餘儀なくせられしも露國が大戦の爲に奮闘し莫大なる犠牲を拂ひ獨逸の東部國境を脅威し爲めに各方面に對する獨逸の軍事的行動を牽制せる功績は淺すべからず大膽な策にして國內に種々動機し對獨逸情に堪へざるものあり政友會は同情に堪へざるものあり政友會が西伯利亞駐屯軍の支持者たることを甘受する所以は露國に於て統一且つ秩序ある政府を樹立せんとする各方面に於ける愛國的努力をして功を奏せしめ露國が再び世界大國の一として文明の進歩に貢献するに至らんことを期する意味に於て此意味に於て内閣の對露政策を變質して皇軍の東部西伯利亞駐屯を是認すと雖も駐屯同胞の勞苦と經費の多大なるに對し政府當局が常に細心の注意を拂ひ荷も無用の兵員を駐屯せしむるが如きこと無からむ事を期するものなりといふに決定し居たり

▲形勢の變化

然れども有る議の決定したる當時はオムスク政府の基礎固く鞏固ならんとし露國が若干の援助を與ふる時には露國政府として承認するを得べき状態なりしを以てオムスク政府の基礎確立し其東部を以て西伯利亞の秩序を維持し得る迄即ち尙暫時帝國軍隊を東部西伯利亞に駐屯して治安維持に任ぜんとせしものなるが西伯利亞の膠着一體したるに於ては激としての對露方針にも變化あるべきは勿論なれば露國の駐屯部隊は最近露國政策に付き相當研究中なりと云ふ而して西伯利亞に於て有力なる政府を援助し漸次健全なる露國の復興を期するべき努力に對して援助するの方針は變更なきも此の方針を徹底的に遂行せんとせば少くも東部西伯利亞に於ける露國政府の地位を確保するに足るべき武力援助の必要ありて現在露國の兵員を以て不足なりとせば自然増兵論に對する諍言なるが駐屯同胞の勞苦と經費の多大なるに省みれば亦躊躇せざるを得ざる次第にして根本的對露策の樹立に於ては尙も苦心を要すべしといふ

援佛協約

英佛間批准

六月廿八日締結の英佛協約は本月廿日巴黎に於て佛國外務大臣ピツシオン氏及び英國全權サー、エーヤリ、クロウ氏との間に批准交換ありたり(廿六日某所附電)

廿七日 時事新報

外務と對露方針

西伯利不増兵理由

西伯利出兵問題に就いては政府は折角突中なる事既報の如くなるが外務省の意見は昨二十六日に至り略左の如く懸念を見たり曰く

帝國が現に西伯利に出兵し居れるは聯合與國との共同出兵に關する取極に基因す而して聯合與國は増兵せざる方針にして米國の如きも最初七千の軍隊を出したる以後一兵をも増派せず帝國復た三萬の軍隊を該地方に駐屯せるのみにて昨年以來毫も増兵を行はず今日更に一箇旅團の兵を増派するに於ては或は新に國際問題を誘致するに至らむ從て此際増兵の一事は國際關係に顧み中止せんとす

而して右の懸念は漸次内田外相に依り陳陳せらるべく從つて本日の外務省に於て外相の意見は甲申陳相に依り提案するべしと思惟せらるる増兵論と多少の觸を免れざる可きかと推せらる

廿七日 時事新報

全露中心勢力

過激派の將來

露國過激派の將來及び全露政府の中心勢力是動に關して露國某消息通は曰く

▲露國過激派の將來に關しては何人も豫測し難き處たるべく各露國に其見る處を異にし露國方針決定を見るは頗る困難の極たる亦明かなり露國の如き特殊地位にあるものは皆然として目下露國に於ては過激派に對する露國及び其對策は露國も當を得たるものなるべきか即ち今日の過激派猖獗の状態を見て將來も亦然るべしとは如何なる方面より露國するも同する能はず、今日の露國の全露は實に數十年來の不平鬱積より來れるものにして此其露の根本を探究し徹底的に靜息するの秋は即ち露國主權の時期にして此時期は數年を出して來るべき事疑ひなかるべし此見地よりして露國の採れる

▲露國緩和策は最も當を得たるものと云ふべく即ち露國の云ふが如く露國內の過激派たる否とを問はず互に相通交融せしめなば露國の間に於て過激派は極力自主主義の宣傳に努め反過激派亦極力過激主義の滅亡に努力せば過激派は自然中絶せられて今日の如き激怒なる風潮は露國內を一掃するに到り過激主義を利用して露國人の活動も根絶するに至るべし斯くの如くして露國內の思想緩和を見たる上は全露政府の中心勢力を擁護する事易々たる事に屬すべし勿論將來の全露政府の中心は反過激派たらざるべからずして現在にありし將來の

▲中心勢力 たるべく露國に於ては欠張り過激派コルチヤク提督が自己の運命を賭したるオムスクを奪取されたる以來全露政府の職能を委任したりとの情勢あり亦當然斯くの如き推移を見るべきデニキン政府にあるべしと信ぜらる由來デニキン軍は最初ガルニロフ、アレキシエフ等の風格を襲ひ集まれる將校の團體たりしものにして露國時代の人材を網羅し加ふるに全露に於て最も物資の豊富を以て聞へたる南露一帯を把握し居れる等人材に於ても財政に於ても將來全露政府の中心たるべき充分の資格を具備し居り英佛及其他の對露援助打切りの傾向あるは露國にデニキン軍の打撃たるに相違なきも

▲同軍が持久 して將來を慮り過激派軍に對して攻勢に出でざる以上露國の如き状態は將來に於ける全露政府の中心はデニキン軍によ

對露根本策と日英同盟

初月九日、倫敦市市長新伯倫侯爵に...

及自由黨中の急進派は、デモキン...

多し異なる所なし、英俗とも其野...

多し異なる所なし、英俗とも其野...

十月廿九日 時事新報

大正九年

一月二十一日

陸軍省

月廿二

日

軍務局長



第一課長



副官



局員



要覽

次長 第...



大正九年一月二十一日

各鎮、第一艦隊司令長官

各要港、南防、練習第一遣外艦隊司令官

連行 各通

第十三師團、西比利亞派遣件

第十三師團(步兵第十五旅團及工兵第十三大隊)一月下旬其

官房機密第八〇號

大臣

軍務局長	第一課長	副官	局員	...
...

0075

衛戍地発西比利亜、派遣浦塩派遣軍員令度、隷下、

入マシ、候條此旨心得、し

右訓令ス

0076

極東

大臣ヨリ大井軍日令官へ電報

一月十六日 陸軍省

極東露領ニ於ケル諸政治團體ニ對スル態度ニ就テハ左ノ通心得ラルヘシ

一、交通線ニ危害ヲ加ヘ若ハ我軍ニ對シ攻撃的

態度ヲ執ラサル限リハ團體ノ如何ヲ問ハス自

ラ求メテ之ヲ討伐スルコトナク露軍ノ措置ニ委

スルモトス而シテ屢ク我武力ヲ以テ壓迫ヲ加

フルコトハ反テ露人ノ反感ヲ誘發スルノ虞アリ

ルコト

二、軍ニ威力ヲ以テ極東三州ノ統治ヲ全クスルコ

トハ現下ノ事態ニ適應セザルモノアルニ顧ミ三

州ノ秩序ヲ回復センニハ先ソ各地ニ擡頭セ

ル穩健ナル諸政治團體、融合統一ヲ見ルコ
ト希望ニ堪エサルカ其ノ何人ヲ以テ之カ施政ニ
任セシムヘキヤハ彼等ノ欲スル処ニ一任シ何等
従来ノ關係ニ拘束セラルカ如キトナキヲ要
ス

三、右ニ関シテハ近日奈良中將ヲ派遣シ篤ト説
明セシムルカ旨

追加

一、秋軍ノ西伯利ヘノ出動最初ノ宣言ニ於テ
「チエツク」軍救援ヲ主目的トシ其ノ目的ハ
今日ト雖繼續シ在ルコト勿論ナリ從テ軍
ハ「チエツク」ノ帰還輸送甚他ニ十分ノ援助
ヲ與フヘク此ノ行動ヲ阻害セントスルモノアラハ

露軍若ハ「セ」ノ「正」軍ト雖之ヲ排除スルニ
十分ノ努力ヲ致スヲ要ス

二、極東露領ニ於ケル諸政治団体ニ對スル

我軍ノ態度ニ関スル指示(本通カ号)ニ廣

ク軍全般ニ徹底セシメ尚本通カノ趣旨

ハ「ゲ」ヤナシシ其他聯合軍代表者ニ通告

セラルヘシ

0800

0079

秘

寫

海軍

大正九年三月九日發電

軍令部次長

第三艦隊司令長官 第五戰隊司令官

臨時海軍派遣隊司令官

第四番電

宛

帝國陸軍ハニコライエフスクニ於ケル該地守備隊及海軍無線
 電信隊ト連絡シ在留邦民ノ保護及治安維持ニ任スル爲
 步兵一大隊ヲ基幹トスル軍隊ヲ全地ニ派遣セルトシ同隊本
 月初メ小樽ニテ兼航去數ノ豫定ナリシモ三笠見島ノ難
 艱海灣方面偵察ノ結果結氷其ノ他ノ情況ニ依リ過
 當ナル上陸地莫ク得ルノ困難ナルヲ認メタルトニコライエフスクニ於
 テモ二月二十四日未我守備隊ト全地過激派間ニ交戦状態

(明正印刷納)

0081

海軍

ヲ中止セルノ情報アリタルヲ以テ前記派遣隊ニ此際出撃
ヲ見合セ其系所屬部隊兵官旭川及札幌ニ在リテ後
命ヲ待ツコトナレリニ望見島ハアレキサンドロスヲ方面ノ
状況尚注意ヲ要スルヲ以テ當分ト樽ニ在リテ待命ノ下
ナレリ

右御心得迄

電報先 某三艦隊司令長官 某五戰隊司令官

臨時海軍派遣隊司令官

(明正印刷)

0082

海軍

本 卷謀 部 作 第 二 七 五 號 一

第 七 師 團 長 及 尼 港 派 遣 隊 長 對 スル 指 示

件 通 牒

大 正 九 年 三 月 八 日 卷 謀 次 長 福 田 雅 太 郎

海 軍 々 々 令 部 長 竹 下 勇 殿

尼 港 派 遣 隊 々 待 命 セ ン ル 為 別 紙 ノ 通 指 示 相 成 候 條 及 通 牒 候 也

(明 正 印 刷 納)

0083

冬謀
本部命第三七ニ號一

指 示

一、尼港派遣隊(本部及無線電信隊ヲ除ク)及「コカストリール」守備歩兵中隊ハ右

其處京所屬部隊共ニ留ニ於テ待命シアルヘシ

二、尼港派遣隊本部及同無線電信隊ハ旭川ニ於テ待命シアル

ヘシ

三、第^七師團長ハ前記部隊ノ宿舎、給養並ニ諸勤務等ニ関

シ適宜ニ處スヘシ

四、命第^{三六}號一別紙ノ軍需品ヲ小樽ニ於テ尼港派遣隊

ニ交付ス

五、派遣隊ノ移動ニ要スル鐵道輸送ハ第^七師團長ニ於テ之

ヲ處理スルモノトス

大正九年三月一日

(明正印刷)

0084

海軍

參謀總長男爵 上原勇作

第七師團長 内野辰次郎殿
尾港派遣隊長 多門二郎殿

(明正印刷社)

0085

海軍

本部 參謀 作茅二四九號一

尼港派遣隊等ニ關スル訓令傳宜清件通牒

大正九年三月一日 參謀總長男爵上原勇作

海軍々令部長男爵島村速雄殿

尼港派遣隊長、及「カストロール」守備歩兵中隊長ニ別紙

訓令傳宜清ニ付及通牒候也

(明正印刷納)

0086

參謀 本部 作命 茅四八號

訓令

一、「ニコラエフスタ」附近、露國過激派ハ逐次其勢力増加シ一月下旬以來該地ニ在ル我茅十四師團ノ守備隊並海軍無線電信隊ヲ攻撃シツツアリテ二月七日以後該地トノ連絡杜絶セリ

二、尼港派遣隊長ハ左記部隊ヲ指揮シ「ニコラエフスタ」附近ニ到リ、茅十四師團ノ該地守備隊並海軍無線電信隊ト連絡シ居留帝國臣民ノ保護並治安維持ニ任スル

派遣隊本部

歩兵一大隊

山砲兵一中隊

工兵一小隊

(明正印刷納)

0087

無線電信隊

「コラエフスク」到着後第十四師團、該地守備隊ヲ一時其指揮トニ入ラシム

三、浦潮派遣軍司令官及行動地域ニ在リ帝國外交官憲ト密接ニ連繫ヲ保持スヘシ

四、「デカストリ」守備歩兵中隊ハ編成完了後厄港派遣隊長ノ指揮ニ入ルヘシ

五、前諸項ノ外細部ニ關シテハ參謀總長ヲシテ指示セシム

大正九年二月二十四日

奉勅

參謀總長男爵上原勇作

厄港派遣隊長 多門二郎殿

「デカストリ」守備歩兵中隊長 勝村一殿

(明正印刷納)

0088

後

大臣別

物

拜塔

愈

御

清道

大賀此事

書

山

御

小牧

忸之西伯利、情執

出兵綴

印

印

印

0089

追々切迫致候ニ就

別冊対西伯利政策

為御参考一應御覽

置相願度此段得

貴意候

敬具

一月一日

田中

柄内曾次郎殿

0091

松

対西伯利政策要旨

海軍

一、滿蒙ト露領極東ニ對シテ經濟上軍事上帝國ニ對シ一味ト帶テ

ニ極東ニ對シテ多ク大ニ富厚ヲ埋藏ス之カ開闢ハ日米支帳ト云ヒ可ク

三、極東ニ對シテ露人ノ和平的自治機關ヲ組織セシムルヲ日米ノ為ニ有利ナリトス

四、現ニ西伯利ニ在ル我々ノ勢力帯ニ短ク襍ニ長シサリトテ之ヲ撤退スルハ今更ニ投資ノ無効ニ致セリトテ又撤退ニ事實ニ因テテ

五、一師團ノ増兵ニテ有効ナリ而シテ一師團一年ニ要スル費用ノ一億圓ト見積ル可キ

(藤田風樹)

0092

極秘

對西伯利政策

大正八年十一月十四日
陸軍省

大正八年十一月十四日
陸軍省
對西伯利政策
陸軍省
陸軍省



4-2-6

0093

目次

對西伯利政策

對西伯利政策ノ要綱

說明

第一、對過激派政策ト日本

第二、我對露政策ト極東露領

第三、我對支政策ト極東露領

第四、東洋ニ於ケル帝國ノ經濟的發展ト

極東露領

第五、帝國ノ國防ト極東露領

第六、西伯利ノ統一ト極東露領

第七、極東露領ニ於ケル我派遺軍

第八、我陸軍ノ西伯利撤退
第九、我對西伯利政策ノ遂行